

第4章 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、住民一人ひとり、各種団体、企業などあらゆる分野の参画を推進し、支援することが必要です。また、住民と行政が一体となった総合的な推進を図ることが大切です。

1 関係団体等との連携

男女共同参画社会の実現は、行政だけでは困難であり、さまざまな分野でのかかわりが必要であることから、家庭をはじめ、地域、職場、その他関係団体等との連携・協働を強め取り組んでいきます。

2 計画の推進体制の確立

男女共同参画計画を総合的に推進するため、実施計画を立てるとともに住民等による推進体制を確立し、男女共同参画計画に基づく諸施策が実効的に行われているかについて、推進状況を定期的に調査し、課題の検討、計画の進行管理を行います。

3 計画内容や推進状況の周知

広報紙やホームページなどの多様な媒体の活用により、男女共同参画計画の内容や推進状況等の情報を公開し、広く住民に周知します。
あわせて、これらに対する住民意見の聴取に努め、計画の推進等に反映させていきます。

4 国・府との連携

総合的かつ効果的な男女共同参画の推進を図るため、国・府との連携を図ります。